

令和6年度特別養護老人ホーム 経営支援事業について

福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当

項目

- 0 1 特別養護老人ホーム経営支援補助金の概要
- 0 2 令和 6 年度スケジュール
- 0 3 努力実績加算の変更点（令和 6 年度当初からの変更点）
- 0 4 令和 6 年度新たに変更・追加された項目について
- 0 5 第三者評価・利用者調査について
- 0 6 - 1 Q&A（第三者評価・利用者調査）
- 0 6 - 2 Q&A（よくある質問と回答）
- 0 7 施設支援課施設運営担当からのお願い
- 0 8 その他（お問合わせ先）

0 1 特別養護老人ホーム経営支援補助金の概要

目的

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）が、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設になることを目的とする。

対象施設

社会福祉法人が都内に設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム

※ 地方公共団体が国庫補助金、国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備したものは除く

欠格事由

次の（１）から（５）に該当した場合、補助金の一部又は全部を交付しない。

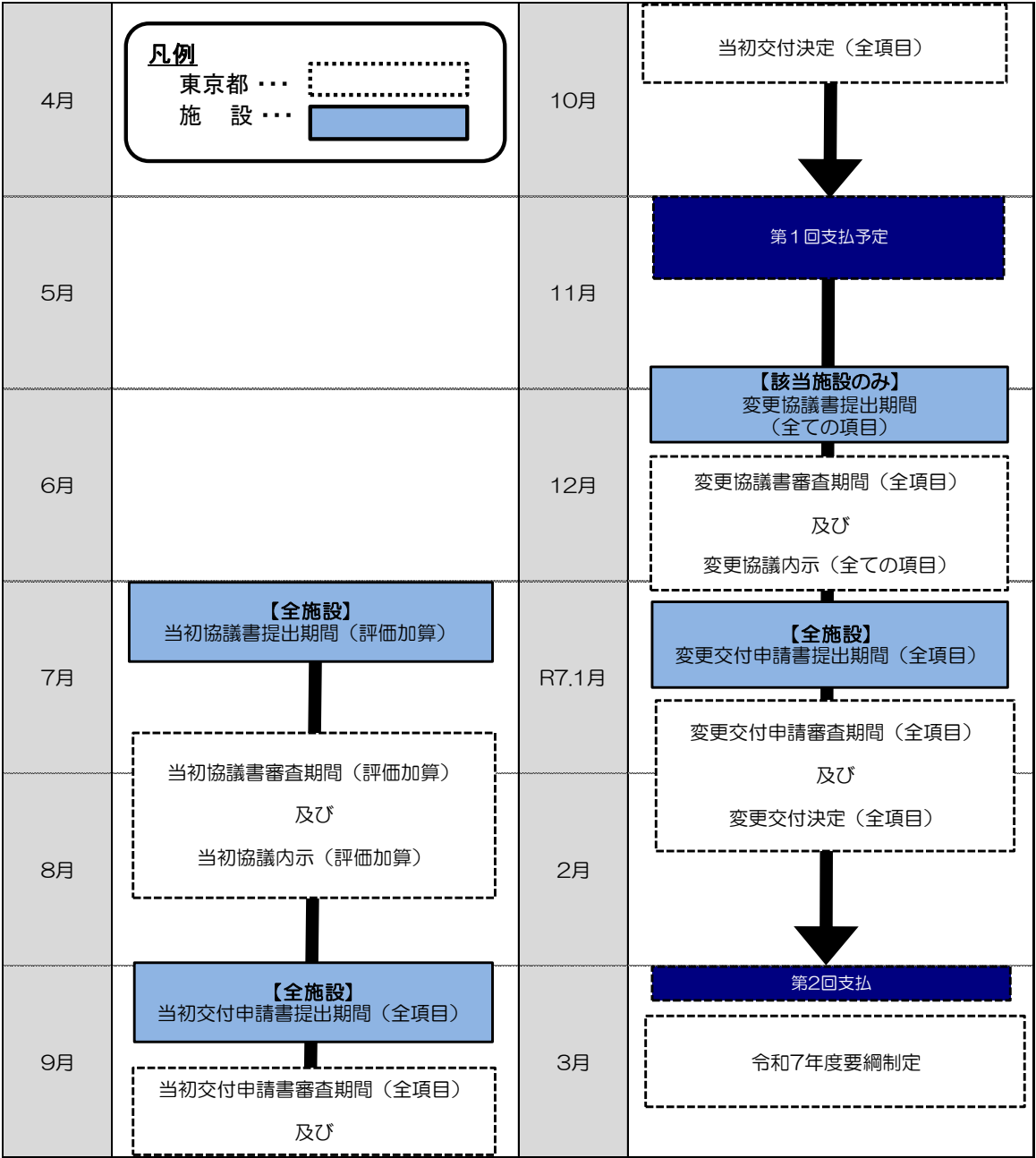
- （１）老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、これらの法に基づく命令の規定に違反したもの
- （２）（１）の状況にある社会福祉法人が設置するもの
- （３）老人福祉法及び社会福祉法の規程に基づき東京都知事が実施する指導検査における行政指導(文書による指摘)について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- （４）社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人が設置するもの
- （５）令和６年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの

0 1 特別養護老人ホーム経営支援補助金の概要

交付対象経費

番号	項 目		内 容	単 価
①	あん摩マッサージ指圧師加算		視覚障害を持つあん摩マッサージ師の継続雇用 ※ 介護保険制度移行に係る経過措置	40,000円 ～ 407,000円／月
②	小規模施設加算		経営の安定化（定員31～69名の施設）	441,000円 ～ 939,000円／月
③	島しょ加算		経営の安定化（島しょ地域に存する施設）	23,200,000円／年
④	町村部特別加算		経営の安定化（西多摩地区町村部に存する施設）	4,625,000円／年
⑤	評価加算	医療対応強化支援加算	医療的ケアに従事する医師及び看護職員を基準より 手厚く配置している施設への支援	100,000円～2,000,000円
		努力・実績加算	利用者サービスの向上や地域貢献に向けた施設の努力・実績をポイントにより評価	1ポイント当たりの単価(※) ×交付対象施設の獲得ポイント数 ※1ポイント当たりの単価は、努力・実績 加算の総額と補助対象施設の総ポイント 数を勘案し、東京都が決定
⑥	サービス評価・改善加算		サービスの質の向上、福祉サービス第三者評価システムの定着	第三者評価 600,000円 利用者調査 200,000円

02 令和6年度スケジュール



支払の例

施設名	当初交付申請額	第1回支払	変更交付申請額	第2回支払	支払額合計
A特養	100万円	50万円	100万円	50万円	100万円
B特養	100万円	50万円	110万円	60万円	110万円
C特養	100万円	50万円	90万円	40万円	90万円

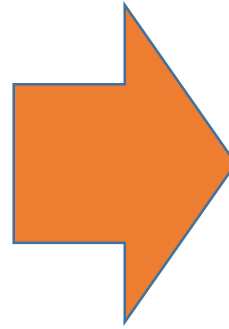
金額が一致

03 努力実績加算の変更点（令和6年度当初からの変更点）

努力実績加算

【変更前】令和5年度

区分	項目	定員70人以上	定員69人以下
1	有資格者の割合	2	
2	介護・看護職員の増配置(2:1)	5	
3	職員定着率の向上①	5	
4	職員定着率の向上②	3	
5	介護職員のメンタルケア対策の強化	5	10
6	ボランティアコーディネーターの配置	3	
7	障害者の雇用	2	
8	福祉避難所としての訓練等の実施	4	
9	事業継続計画に基づく訓練の実施	6	
10	自治会等との防災訓練の実施	4	
11	島しょにおける人材確保(職員の定着)	10	
12	島しょにおける人材確保(研修の参加)	8	
13	身寄りのない高齢者の受入れ	5	
14	社福軽減の実施	5	
15	看取り介護研修の実施	2	
16	虐待防止に関する研修	3	6
17	感染症対策の徹底	3	6
18	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2・1 のいずれか	10・6・3 のいずれか
19	地域社会への介護の魅力発信	2	4
20	講座・サロン等の開催	5・4・2 のいずれか	10・8・4 のいずれか
21	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表	-8	



【変更後】令和6年度

区分	項目	定員70人以上	定員69人以下	R6(案)
1	介護・看護職員の増配置(2:1)	5		継続
2	【新規】外国人介護職員の活用	2		新規
3	【新規】介護職員の医療対応力向上	2		新規
4	【新規】専門的看護師の配置	3		新規
5	職員定着率の向上①	5		継続
6	職員定着率の向上②	3		継続
7	介護職員のメンタルケア対策の強化	5	10	継続 (内容変更)
8	【新規】育児と仕事の両立の支援	3		新規
9	ボランティアコーディネーターの配置	3		継続
10	障害者の雇用	2		継続
11	【新規】介護現場のDXの促進	3	6	新規
12	自治会等との防災訓練の実施	4		継続
13	島しょにおける人材確保(職員の定着)	10		継続
14	島しょにおける人材確保(研修の参加)	8		継続
15	身寄りのない高齢者の受入れ	5		継続
16	【新規】透析が必要な要介護者の受け入れ	3	6	新規
17	社福軽減の実施	5		継続
18	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2・1 のいずれか	10・6・3 のいずれか	継続
19	【新規】施設の空き情報の適切な提供	4		新規
20	福祉避難所としての訓練等の実施	4		継続 (区分変更)
21	次世代への介護の魅力発信	2	4	継続
22	講座・サロン等の開催	5・4・2 のいずれか	10・8・4 のいずれか	継続
23	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表	-8		継続

0 4 令和6年度新たに変更・追加された項目について

変更された項目

項 目	内 容
介護職員のメンタルケア対策の強化	精神的負荷が高まっていることを鑑み、介護職員のメンタルケア対策の強化を目的として、 <u>外部の専門職</u> （医師、公認心理師、精神保健福祉士等）による相談対応を実施している。

- ・ 外部の専門職（医師、公認心理師、精神保健福祉士等）による相談体制の構築及び相談窓口の設置（いずれも協力医療機関等を活用する場合を含む）により相談対応を実施していること。
- ・ 労働安全衛生法に規定されているストレスチェックは、加算の対象外。
- ・ 外部の専門職は産業医でも差し支えない。

追加された項目

項 目	内 容
外国人介護職員の活用	外国人が働きやすい環境を整備し、4月1日現在、1年以上継続雇用している常勤(※)の外国人介護職員がいる。 ※雇用形態に関わらず、当該施設の就業規則で定められた常勤の職員が勤務すべき時間数を勤務する者

- ・外国人介護職員とは、外国籍を有し、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」技能実習、特定技能1号のいずれかに該当する者である。当該要件に該当する外国人介護職員を、令和5年4月1日以前から引き続いて、常勤で雇用している場合に対象となる。
- ・雇用形態に関わらず、当該施設の就業規則で定められた常勤の職員が勤務すべき時間数の全てを勤務（フルタイム勤務）していれば対象となる。
- ・在日外国人（永住の在留資格等を持ち日本に定着居住している外国人）や日本国籍取得者（外国人に該当しない方）は対象外。

追加された項目

項 目	内 容
介護職員の医療対応力向上	4月1日現在、介護職員のうち、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録をした者を配置するとともに、介護職員に対し当該研修の受講機会の確保や特定行為業務従事者の登録を支援している。

- ・施設が登録特定行為事業者の登録をしており、介護職員のうち、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録をした者が、2割以上いる場合を対象とする。
- ・業務としての研修参加、研修受講にあたっての勤務調整、実地研修への協力等の取組を対象とする。

追加された項目

項 目	内 容
専門的看護師の配置	4月1日現在、専門看護師又は認定看護師の資格を有する者、特定行為研修を受けた看護師を配置している。

- ・ 専門看護師又は認定看護師の資格及び特定行為研修について、明らかに高齢者が対象とならない妊産婦や子どもに係るもの（不妊症看護、新生児集中ケア等）は除くものとする。
- ・ 専門看護師又は認定看護師の資格を有する者、若しくは特定行為研修を受けた看護師のいずれか1名以上を配置した場合に対象となる。

追加された項目

項 目	内 容
育児と仕事の両立の支援	育児と仕事の両立を支援するための休暇制度の整備や男性の育児参加を推奨するための取組等を行っている。

- ・ 出産・育児を支援するための休暇制度（法令による産前・産後休業や育児休業は除く。）や福利厚生制度の整備、相談窓口の設置、男性職員への育児休業取得の勧奨の実施、育児休業の取得や男性の育児参加が可能な環境の整備（代替職員の配置・勤務時間調整・配置転換等）など、育児と仕事の両立を支援するための取組を実施していること。

追加された項目

項 目	内 容
介護現場のDXの促進	介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーの導入や業務改善に向けた取組を進めることで、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図っている。

- ・生産性向上に係る委員会を年2回以上開催し、かつ、介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーの導入や業務改善に向けた取組について検討している場合に対象となる。

追加された項目

項 目	内 容
透析が必要な要介護者の受入れ	透析を要する入所者の受入体制を構築した上で、受入れを実施している。

- ・透析を要する入所者を受け入れ、家族や病院等による送迎が困難な場合に送迎を行うなど、透析を要する入所者の受入れ体制を確保している。ただし、当該年度中に送迎実績があり、かつ、透析患者の送迎加算以外の費用負担を求めている場合に限ることとする。

追加された項目

項 目	内 容
施設の空き情報の適切な提供	入所を希望する希望者の選択に資するよう、「介護サービス情報の公表」の「空き人数」の項目を定期的に更新している。

- ・国の「介護サービス情報公表システム」において「空き人数」の項目を少なくとも毎月1回以上更新した場合に加算の対象となる。更新は、空き人数に変動があった場合に随時入力することが望ましい。なお、空き人数に変更がない場合であっても、少なくとも毎月1回以上更新を行うことが必要となるため、毎月、更新日を定めておくなど入力漏れないようにすること。

05 第三者評価・利用者調査について

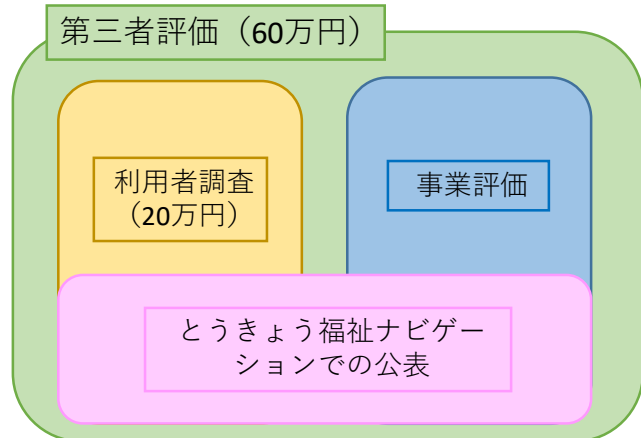
サービス評価・改善加算

【第三者評価】 福祉サービス第三者評価を活用としたサービス改善計画・状況の公表	600,000円
【利用者調査】 利用者に対する調査を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	200,000円

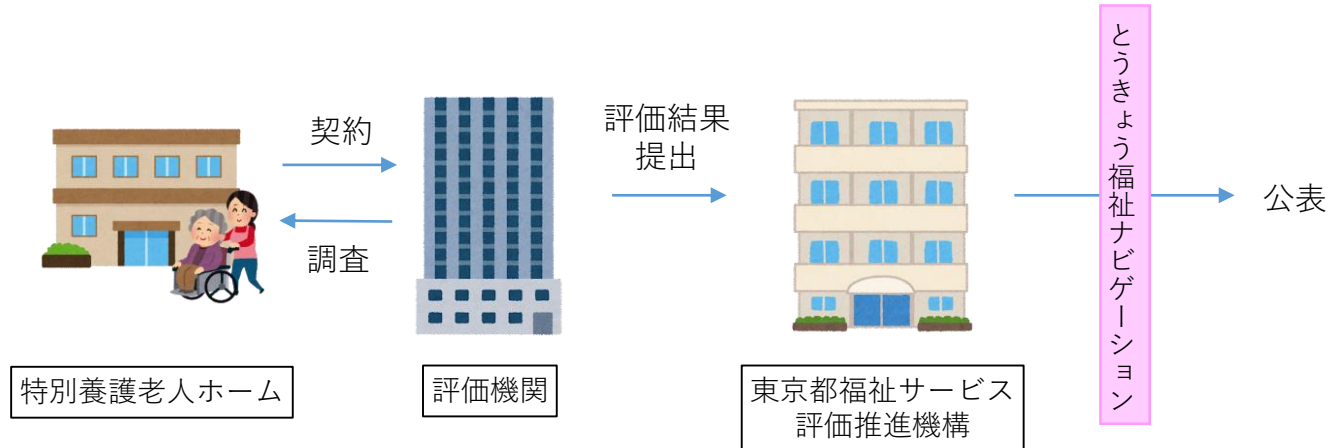
目的

- ・「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするための情報提供を図る。
- ・福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取り組みを促進することを可能とすること。

【第三者評価と利用者調査のイメージ】



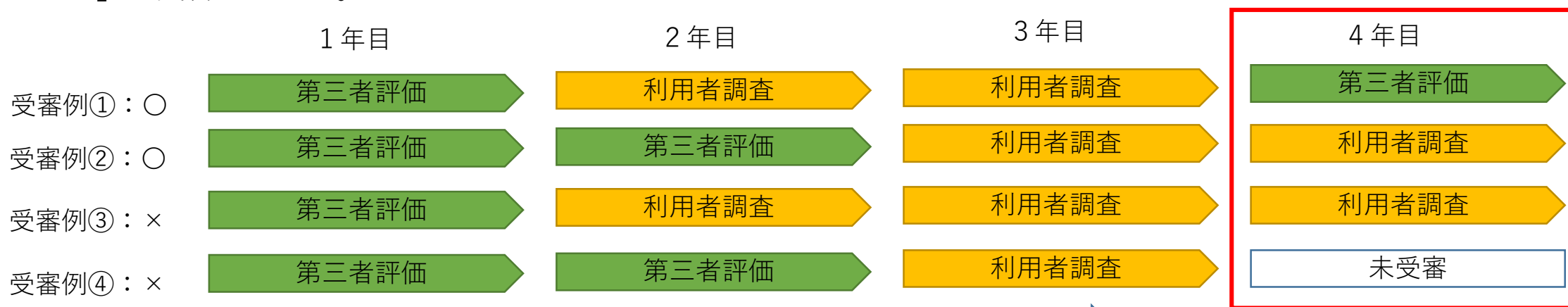
【仕組み】



0 5 第三者評価・利用者調査について

注意事項

- 1 **少なくとも** 3年に1回以上は「第三者評価」を受審し、「第三者評価」を受審しない年度においては、「利用者調査」を受審すること。



実例①及び②：3年に1回以上「第三者評価」を受審しているので「○」

実例③：3年連続で「第三者評価」を受審していないので「×

実例④：「第三者評価」及び「利用者調査」の両方を未受審の場合は、「×

「×」
の場合

2年後に「努力・実績加算」
ポイント数が「－8」

- 2 受審には2～3ヶ月程時間を要します。評価機関の負担を軽減するためにも、自施設の受審状況を正確に把握いただき、年度末ギリギリの受審を避けてください。

サービス評価・改善計画加算

Q 1. 第三者評価の見積額が50万円だったが、その場合は50万円で計上（申請）するのか。また、利用者調査の場合、見積額が15万円だったが、その場合は、15万円で計上（申請）するのか。

A 1. 契約額に関わらず、第三者評価＝60万円、利用者調査＝20万円の定額となる。

Q 2. Q 1 で生じた差額分は返還する必要があるのか。（第三者評価の場合10万円、利用者調査の場合5万円）

A 2. 定額であるため、返還する必要はない。

Q 3. 第三者評価と利用者調査の両方を実施すると80万円の補助となるのか。

A 3. 第三者評価の中に利用者調査が含まれているので、60万円となる。

努力実績加算全般

Q 4. 当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請した項目について、実施をしなかった。この場合はどうなるか。

A 4. （例）大規模施設（定員70名以上）で右記の場合、
未実施の項目は、ポイントに応じた金額を東京都に返還となる。

	看取り介護研修の実施 （2ポイント）
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり
実績	なし

Q 5. 当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった項目について実施をした場合は、加算の対象となるか。

A 5. （例）大規模施設（定員70名以上）で右記の場合、
当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった加算を
実施しても、交付の対象（追加交付）とはならない。

	次世代への介護の魅力発信 （2ポイント）
当初協議書提出時 変更協議書提出時	なし
実績	あり

努力実績加算全般

Q 6. Q 4 のケースと Q 5 のケースでは相殺が可能か。

A 6. （例）大規模施設（定員**70**名以上）で右記のケースの場合、相殺は不可能。介護職員の医療対応力向上の未実施（－2ポイント）と次世代への介護の魅力発信の実施（＋2ポイント）を合算して「0ポイント」とは取り扱わない。介護職員の医療対応力向上の未実施（－2ポイント）のみを計算することになるので、2ポイント分の金額を東京都に返還することになる。

	介護職員の医療対応力 向上 （2ポイント）	次世代への介護の魅力発信 （2ポイント）
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり	なし
実績	なし	あり

努力実績加算全般

Q 7. オンラインで実施した研修や訓練等は、加算の対象となるか。

A 7. 研修については、オンラインにおいても対面と同等レベルの実施が可能な場合は、加算の対象となる。
訓練については、原則として、実地訓練に限るものとする。

※「令和 6 年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業補助金 Q & A」を東京都福祉局ホームページ（<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien/shitsugi-outou.html>）に掲載していますので、御確認ください。

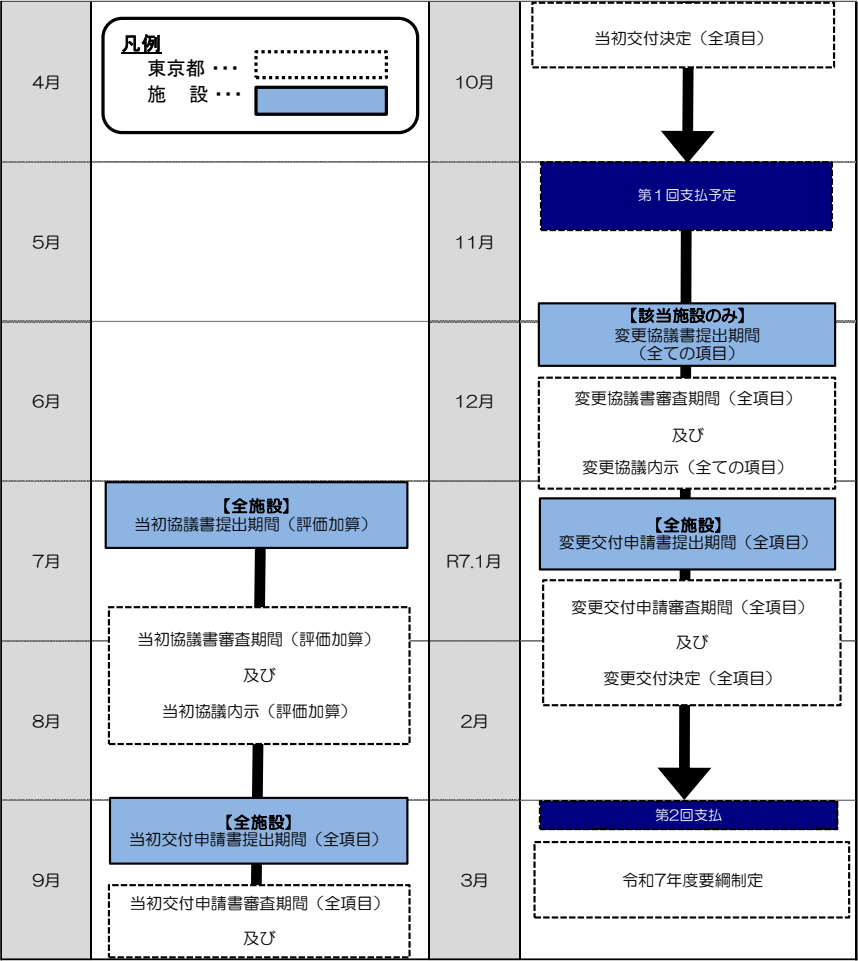
締切の遵守

1 施設の提出の遅延が、全ての施設に対する支払時期の遅延につながります。
必ず提出期限をお守りください。

要綱及びQ&Aの確認

特別養護老人ホーム経営支援補助金を活用する際は、必ず「要綱」・「Q&A」
の両方を御確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien/index.html>



お問い合わせ先

特別養護老人ホーム経営支援事業に関するお問合せは、以下のお問合せフォームにお寄せください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1661328286982>

※頂戴した問合せについては、メールにて回答いたします。

早急の回答に努めますが、質問内容によっては、お時間を頂く場合がございますので、御了承ください。

御視聴ありがとうございました